

承認第3号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第12号

専 決 処 分 書

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

取手市長 中 村 修

## 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 から 3 まで（略）</p> <p>（<u>法附則第 15 条第 36 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 36 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>（<u>法附則第 15 条第 37 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 37 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>（<u>法附則第 15 条第 41 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 41 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>7 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 から 3 まで（略）</p> <p>（<u>法附則第 15 条第 37 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 37 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>（<u>法附則第 15 条第 38 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 38 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>（<u>法附則第 15 条第 42 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 42 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>7 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

<p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)から(6)まで (略)</p> <p>8 から 16 まで (略)</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>17 及び 18 (略)</p> <p>19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、<u>第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>20 (略)</p>	<p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)から(6)まで (略)</p> <p>8 から 16 まで (略)</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>17 及び 18 (略)</p> <p>19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、<u>第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>20 (略)</p>
---	---

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の取手市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。